

森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

	公益的機能別施業森林区域外 (森林施業の合理化に 関する基準)	公益的機能別施業森林区域 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)				
		水源涵養機能維持増進森林 (伐期の延長を推進すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林			保健文化機能維持増進森林 に限る。
			長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	
適正な植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】 標準的な植栽本数を2年以内に植栽 【特に効率的な施業が可能な森林】 標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
適正な間伐	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐		【単層林である場合】 R_y が0.85以上の森林について、 R_y が0.75以下となるよう間伐			
主伐	適正な林齢での主伐	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢以上		
	適正な伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと 【伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合】 伐採率70%以下の伐採		伐採率70%以下の伐採	伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐	
	適正な伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下			【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されること 【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超える立木材積で補正した材積以上を伐採	
		【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下		標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること	
		下層木を除いて R_y 0.75以上の森林について おおむね R_y 0.65以下となるよう伐採				

計画対象森林
に係る規律

計画的伐採対象森林
に係る規律